

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について
(概要版)

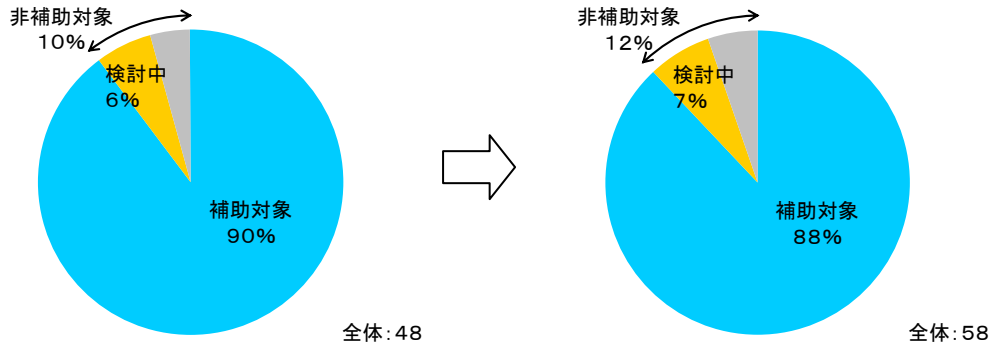
- 平成 19 年 11 月 15 日 P F I 推進委員会報告の中で、「補助金、税制等の支援措置のイコールフットィング」については重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題とされているところ。
- 補助金のイコールフットィングについて現状を把握するため、平成 20 年 4 月末より 5 月にかけて関係省庁に対し補助金等の適用状況について調査を実施。
- 本調査は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第 2 条第 1 項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助制度・交付金制度を対象。
- 本調査の基準日は平成 20 年 3 月末時点。
- 本調査の母数は 58 (前回平成 17 年 3 月調査では 48)。
※前回との比較で、補助金・交付金の新設による増加が 16、補助金・交付金の廃止・統合による減が 6 であった。

1. 調査結果について

● BTO方式について

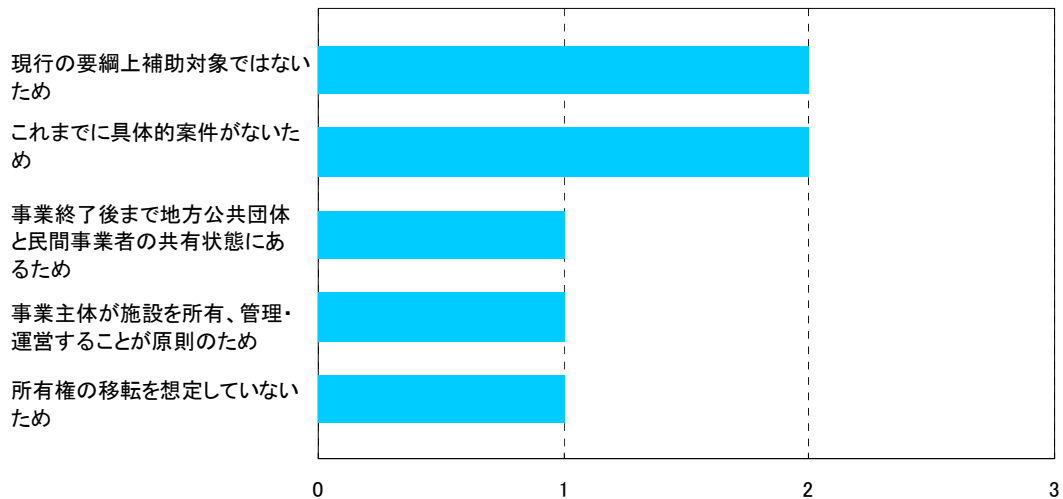
(平成 17 年 3 月)

(平成 20 年 3 月)



- BTO方式については補助対象が 88%と、前回より 2%低下という結果になった。
- 補助対象となっていない理由としては、「現行の要綱上補助対象ではないため」、「これまでに具体的案件がないため」という回答が多かった。
- これら2つについては今後具体的な要望があがってきた段階で検討するとの回答であった。

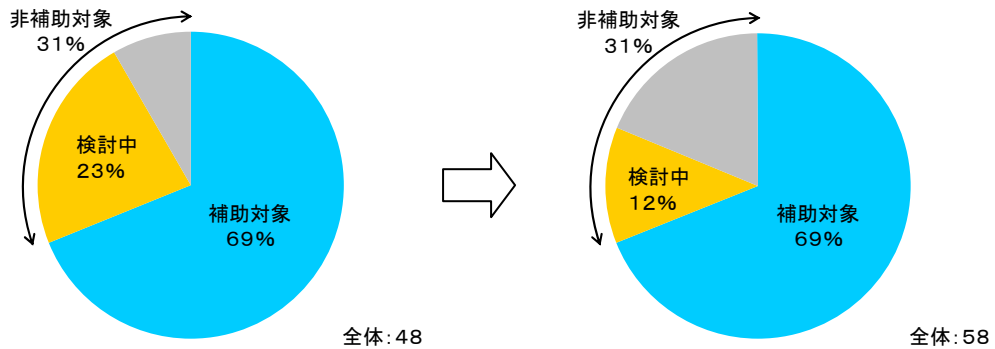
<補助対象とならない理由>



● BOT方式について

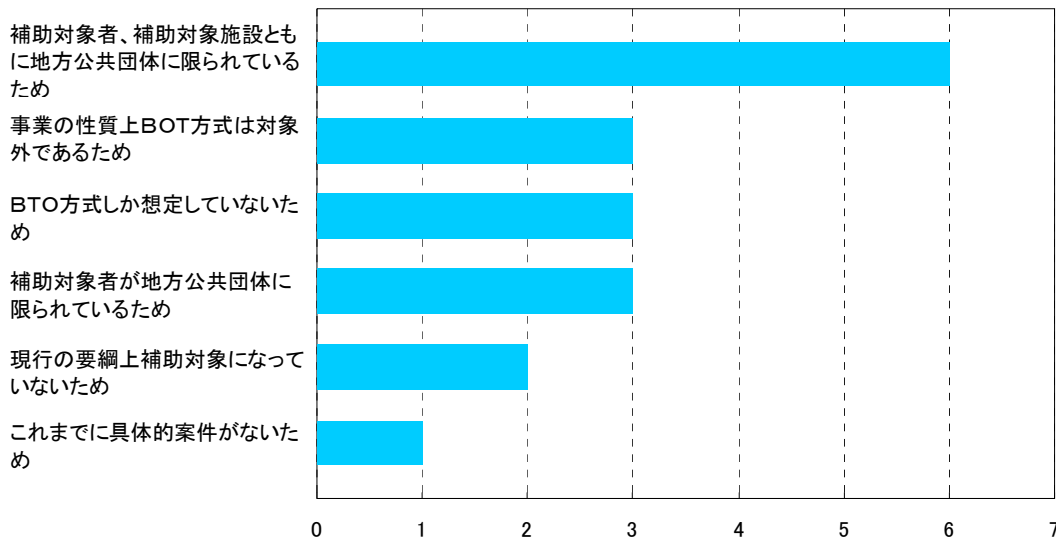
(平成17年3月)

(平成20年3月)



- BOT方式については補助対象が69%と、前回と同様の結果であった。
- 補助対象となっていない理由としては、「補助対象者、補助対象施設ともに地方公共団体に限られているため」が最も多かった。
- 前回に比べ検討中の割合が少なくなっているが、これは前回調査時以降検討した結果、補助対象者、補助対象施設ともに地方公共団体に限られることから、補助対象ではないことが明確になったという回答が多かった。

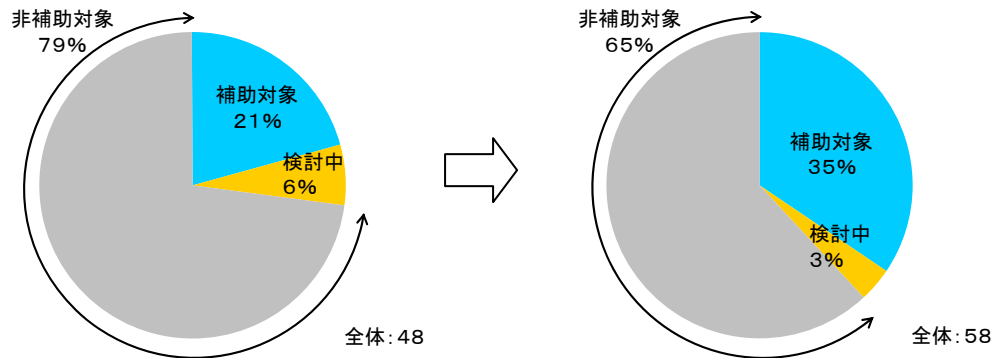
<補助対象とならない理由>



● BOO方式について

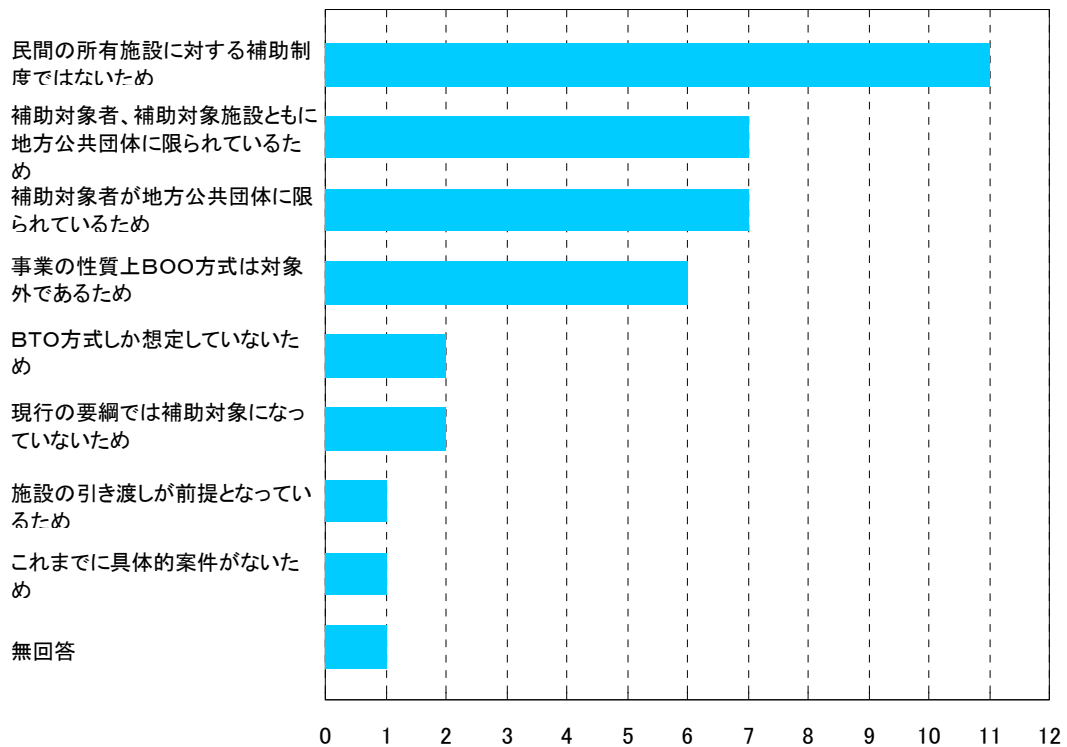
(平成 17 年 3 月) (参考)

(平成 20 年 3 月)



- BOO方式については補助対象が 35%と、前回(参考)より改善しているという結果であった。
- 補助対象となっていない理由としては、「民間の所有施設に対する補助制度ではないため」が最も多く、次いで「補助対象者、補助対象施設ともに地方公共団体に限られているため」、「補助対象者が地方公共団体に限られているため」という結果であった。

<補助対象とならない理由>



● その他

①「従来方式」と「BTO方式」、「BOT方式」、「BOO方式」との相違点について、以下のような回答があった。

- 補助金交付時期について、「BTO方式」では施設建設時、「BOT方式」では事業期間終了時のように異なる。
- 減価償却の有無(補助金等交付は施設の所有権の移転時になされるため)。
- 都市再生整備計画に位置付けられる交付対象事業ごとに個々の事業(要綱等)における適応要件により異なる。

②早期の段階で補助金が支給されるか確定させるための対応策について、以下のような回答があった。

- PFI事業を検討している段階で、早期に相談するよう地方公共団体宛に周知しているところ。

2. 調査結果から導かれること

- 今回の調査結果によると、前回に比べB T O方式は2%悪化したが、B O T方式は前回と同じであった。
- 今回は昨今の三位一体改革の動き（国庫補助金の交付金化）を踏まえ、補助金だけではなく交付金についても調査対象としている。
- 従前から存在している補助金について、前は補助対象であったにも拘わらず、今回補助対象ではなくなったケースは1つもない。
- したがって今回のB T O方式での2%悪化した要因は、従来補助対象であった補助金が統合・廃止されたことにより、調査母数が減少したこと及び新設された補助金・交付金について、P F Iでは補助対象になっていないことがあげられる。
- またB O T方式について検討中の割合が減少したのは、前回調査時以降、各省庁で検討した結果、補助対象者、補助対象施設ともに地方公共団体に限られること等により補助対象ではないことが明確になったという回答が多かった。
- 今後ともさらなるイコールフットィングが図られるよう、各省庁へ働きかけを行って参りたい。